附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三十八号を同条第三十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第三十九号を同条第四十号とする部分を除く。）及び同条第百四十八号を同条第百五十一号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百四十八号を同条第百五十一号とする部分を除く。）は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新規則第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、同条第二十四号及び第百三十六号中「又は第二項の規定　これらの規定」とあるのは「の規定　同項」と、新規則様式第一の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項（特別償却準備金）（第43条の2第1項）」とあるのは「第11項（特別償却準備金）（第43条の2第1項）又は第12項（特別償却準備金）（第43条の2第2項）」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定再開発建築物等の特別償却の項中「第11項（特別償却準備金）（第43条の2第1項）」とあるのは「第11項（特別償却準備金）（第43条の2第1項）又は第12項（特別償却準備金）（第43条の2第2項）」と、新規則様式第三の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項（特別償却準備金）（第68条の17第1項）」とあるのは「第11項（特別償却準備金）（第68条の17第1項）又は第12項（特別償却準備金）（第68条の17第2項）」と、新規則様式第三の記載要領第四号の表特定再開発建築物等の割増償却の項中「第11項（特別償却準備金）（第68条の41第1項又は第68条の17第1項）」とあるのは「第11項（特別償却準備金）（第68条の41第1項又は第68条の17第1項）又は第12項（特別償却準備金）（第68条の41第2項又は第68条の17第2項）」とする。

3　施行日から中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日の前日までの間における新規則第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、同条第四十五号ホ中「、第四十六条又は第四十七条の二」とあるのは「又は第四十六条」と、同条第百五十七号ホ中「、平成二十六年旧措置法第六十八条の三十一又は平成二十六年旧措置法第六十八条の三十五」とあるのは「又は平成二十六年旧措置法第六十八条の三十一」と、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定再開発建築物等の割増償却の項中

第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号）	00477	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第47条の2第1項（償却費）（同条第3項第3号）	00539	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(四)「28」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の2第3項第3号）	00540	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第47条の2第3項第3号）	00541	法規別表十六(九)「9」の欄の金額

を

第68条の41第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の17第1項）	10503	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第68条の17第2項（償却費）	10504	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(四)「28」の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の17第2項）	10505	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第68条の41第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の17第2項）	10506	法規別表十六(九)「9」の欄の金額

と、新規則様式第二の記載要領第四号の表耐震基準適合建物等の特別償却の項中「第11項（特別償却準備金）（第68条の17第1項）」とあるのは「第11項（特別償却準備金）（第68条の17第1項）又は第12項（特別償却準備金）（第68条の17第2項）」と、新規則様式第三の記載要領第四号の表特定再開発建築物等の割増償却の項中「第11項（特別償却準備金）（第68条の41第1項又は第68条の17第1項）」とあるのは「第11項（特別償却準備金）（第68条の41第1項又は第68条の17第1項）又は第12項（特別償却準備金）（第68条の41第2項又は第68条の17第2項）」とする。

第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第43条の2第2項）	00520	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
第43条の2第2項（償却費）	00521	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(四)「28」の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第43条の2第2項）	00522	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第43条の2第2項）	00523	法規別表十六(九)「9」の欄の金額

を

第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	00520	法規別表十六(九)「9」の欄の金額

とあるのは

第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）	10503	法規別表十六(九)「9」の欄の金額

とする。